

「エスカレーターの安全な利用の促進についての基本的な  
考え方」に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和5年2月  
名古屋市

「エスカレーターの安全な利用の促進についての基本的な考え方」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容につきましては、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また項目別に分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

## 1 市民意見の概要

(1) 意見募集期間 令和4年11月22日（火）から12月21日（水）

(2) 意見提出状況 意見提出者数 68名  
意見総数 355件

| 提出方法 | 郵便   | ファックス | 電子メール | 持参 | 合計   |
|------|------|-------|-------|----|------|
| 提出者数 | 19名  | 6名    | 43名   | 0名 | 68名  |
| 件数   | 104件 | 36件   | 215件  | 0件 | 355件 |

## 2 市民意見の内訳

| 項 目                      | 意見数  |
|--------------------------|------|
| (1) 条例制定についてのご意見         | 110件 |
| (2) エスカレーターの利用方法についてのご意見 | 133件 |
| (3) 安全利用のための取組に対するご意見    | 109件 |
| (4) その他のご意見              | 3件   |
| 合 計                      | 355件 |

## (1) 条例制定についてのご意見（110 件）

### ア 条例制定に肯定的なもの

- ・ 条例制定に賛成である。
- ・ 安全利用の意識向上や利用方法の周知徹底のために必要である。
- ・ エスカレーターは歩いたり走ったりするためのものではない。
- ・ 条例ができれば気兼ねなく立ち止まって利用することができる。
- ・ ぜひ安全で過ごしやすいまちづくりを。
- ・ 高齢者や障害者等の安全に配慮したまちづくりを。
- ・ 先進的な施策である。名古屋から全国に発信を。

### イ 条例制定に否定的なもの

- ・ 条例制定に反対である。
- ・ 実効性の担保が不透明。
- ・ 実態を無視している。必要があるから歩いている。
- ・ 注意喚起やマナーアップで対策が可能では。

### ウ 条例の内容に対するもの

- ・ 罰則等の厳しい対応も検討すべき。
- ・ 義務違反における措置はあるのか。
- ・ 定義規定や具体的な規定事項はどのようにするのか。
- ・ 転倒防止のための歩行禁止より、二列で左右偏りなく乗るよう規定するべき。

### エ その他

- ・ 単に条例制定のみでなく他の施策も実施するべき。
- ・ 「条例制定」とは法律上のきまりであることを事前に周知することが必要。
- ・ 鉄道事業者には啓発に関する長年のノウハウがあり、強い味方になるはず。

## 【市の考え方】

### ア、イについて

エスカレーターについて、現状、交通機関をはじめとした施設管理者や関係団体等の皆様により安全利用に向けた取組が継続的に実施されているところですが、急ぐ人のために片側を空けておく乗り方が慣習化しており、すり抜けの際の接触による事故発生の危険性があるほか、右側に立ち止まりたくても心理的に立ち止まりにくい状況が発生しています。

エスカレーターは立ち止まって利用することを前提としており、歩くことを前提とした階段とは異なります。また、歩行による振動等により緊急停止や機器の劣化につながる恐れがあり、一人の転倒をきっかけとして大きな事故に発展する危険性もあります。

エスカレーターの安全利用の促進を図るため、利用等に関し必要な事項を条例として定め、条例に基づく啓発等の施策を実施することにより、市民の皆様が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきたいと考えています。また、効果測定のための調査等を行いながら、効果的な取組を継続的に実施しなければならないと考えております。

#### ウについて

本条例では「エスカレーター」や「利用者」等を定義するとともに、「利用上の義務」として、エスカレーターの利用者は、右側か左側かを問わず踏段上に立ち止まらなければならない旨を規定するとともに、「利用方法の周知義務」として、エスカレーター設置施設の管理者又は所有者は、利用者に対し、先述した方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない旨を規定してまいります。また、市は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、設置施設の管理者又は所有者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる旨も規定してまいります。

義務違反に対する罰則については、社会的な反響や、市民の皆様のご理解がいただけるかどうかを考慮し、設けないこととしています。

#### エについて

いただいたご意見については、今後の参考とさせていただき、条例制定とあわせた啓発等の施策を実施していくとともに、関係機関の皆様にご協力をいただきながら、エスカレーターの安全利用の促進を図ってまいります。

## (2) エスカレーターの利用方法についてのご意見（133 件）

### ア エスカレーターでの歩行について問題だと感じる

- ・片側を空けて利用することに疑問や不満を感じる。
- ・右側が空いているため、歩いて利用してしまうのと思う。
- ・エスカレーターの速度が遅いため、歩いて利用してしまうのと思う。
- ・歩いて利用したい人は階段を使えば良い。
- ・片側を空けたり、歩いて利用したりすることによる機械への影響が心配である。
- ・歩いて利用することにより接触や転倒等の危険を感じる。
- ・高齢者や障害者等がそれぞれの状況に応じて安全に利用できるようになるべき。
- ・あえて右側に立ち止まって利用することがある。
- ・心理的に、右側に立ち止まりにくい。
- ・転落等の事故を経験したことがある。
- ・立ち止まって利用していた際、邪魔だと声を掛けられたり、後ろから歩いてきた人と口論になった経験がある。
- ・大きな事故が起こる前に対策してほしい。

### イ エスカレーターでの歩行について問題だと感じない

- ・歩く速度なら大丈夫では。
- ・今のままで安全ではないのか。
- ・急ぐために歩くことは、自然体で良い。
- ・右側で立ち止まって利用する人がいると、邪魔だと感じる。
- ・急ぐ人のために右側を空けるのは素晴らしい気配り。
- ・エスカレーター自体を丈夫にすれば良いのでは。

### ウ その他

- ・急いでいるときなど、やむを得ず歩いてしまう場合がある。
- ・階段が併設されていないエスカレーターでの対応が課題。
- ・最近は歩いたり走ったりして利用する人をあまり見かけない。
- ・なるべく階段を利用している。
- ・エスカレーターで片側を空けて利用することは、当たり前だ感じていた。
- ・エスカレーターの乗り方は地域ごとに異なるため、戸惑うことがある。

## 【市の考え方】

### アについて

いただいたご意見を今後の参考とさせていただき、エスカレーターの安全な利用の促進のため、各種施策を実施することにより、安全利用に向けた利用者の皆様への啓発に取り組んでまいります

#### イについて

エスカレーターは高齢者や障害者等も含む様々な方があらゆる場所で日常的に利用するものであり、誰もが安全に利用できるようになるために、踏段上を歩いて利用してしまう状況や、立ち止まりたくても心理的に立ち止まりにくい状況を変えていかなければならないと考えています。本市においては、エスカレーターの利用等について条例として定めることにより、安全な利用の促進を図り、市民の皆様が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきたいと考えています。

#### ウについて

いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

### (3) 安全利用のための取組に対するご意見（109 件）

(以下のような取組に関するご意見がありました。)

#### ア 意識改革

- ・エスカレーターの利用ルールや安全に関する意識の浸透・定着が必要である。
- ・今までの慣習を変えることは容易ではない。
- ・粘り強い周知啓発が必要。
- ・歩いても立ち止まっても数分の差だと思うので、余裕を持った行動を促す。

#### イ 利用方法の改革

- ・二列で立ち止まって利用するよう誘導する。
- ・左右交互に乗って利用するよう誘導する。
- ・左右両側を利用した方が輸送効率が上がると思う。
- ・足型マーク等を設置することにより誘導する。
- ・足型マーク等を設置すると子どもにも分かりやすく、大人も守ると思う。
- ・利用方法の変革に向け、キャッチフレーズやスローガンを作る。

#### ウ ポスター等の掲出や音声案内

- ・現状、利用者に無視されてしまっている。
- ・貼り紙をただけではあまり効果は期待できない。
- ・エスカレーター周辺全体や乗降口周辺に大きく目立つように掲示する。
- ・床面に表示をする。
- ・貼り紙よりも音声で大きく強く流す方が効果が高いと思う。
- ・安全に利用しなかった場合に警告音で知らせる。

#### エ 階段への誘導

- ・ 急ぐ人は階段を使うよう案内する。
- ・ 貼紙で階段に誘導する。
- ・ 階段が近くない場所は階段の位置も案内する。

#### オ 係員の配置又は係員による声掛け

- ・ 朝夕のラッシュ時など、混雑する時間帯に誘導する係員を置く。
- ・ 二列で乗っていいんだと背中を押してもらえれば実行しやすい。
- ・ 市職員が右側に立ち止まったり、混んでいる時間帯にペースメーカーが立つ。

#### カ 歩行による安全性への影響等の周知

- ・ 歩いたり走ったりしたことによる転倒事故等の例や危険性について周知する。
- ・ 歩行による振動が急停止につながることを周知する。
- ・ 歩いて利用することが事故につながるということを意識付けする。

#### キ エスカレーター自体の仕様の変更

- ・ 一列でしか利用できない大きさのエスカレーターを整備する。
- ・ 障害者や高齢者、子ども等向けに専用のエスカレーターを設置する。
- ・ エスカレーターの速度を速める。

#### ク 広報・啓発の手法

- ・ 各種メディアや学校、職場等を通じて啓発する。
- ・ 長いエスカレーターのある駅や乗り換え時間の短い駅でキャンペーンを実施する。
- ・ 右側・左側のいずれかにしか立つことができない方を守ることを理由にしたような広報・啓発は訴求効果は高いと思うが、ハンディキャップのある方と健常者の間に溝を作ってしまうように思う。

#### ケ 実証実験

- ・ 混雑する場所・時間で、エスカレーターの電源をオフにして左右二列とも歩いて利用してもらおう社会実験をしてはどうか。エスカレーターが動かなければ、急ぐ人は階段を、階段が辛い人はエレベーターを利用すると思う。節電にもなる。
- ・ 右側も立ち止まって利用すれば効率が上がることを実験により検証し公表する。
- ・ 片側空けによる機械の劣化、乗降者の渋滞の発生など、実証実験等による裏付けをする。

#### コ その他

- ・ 歩いても良いエスカレーターと歩いてはいけないエスカレーターを分ける。
- ・ 「歩いても安全なエスカレーター」を作る企業を育てるために支援金を出す。
- ・ 乗降口におけるスペースの確保や乗り口での横入りの防止、降り口での他の利用

者への衝突の防止についても対策を検討してほしい。

- ・ キャリーバッグや大きなスーツケース等の荷物を持って利用する際、荷物から手を離さず、上りの場合は自分の前の段に、下りの場合は自分の後の段に乗せると落下による事故を防止できると思う。
- ・ 歩行して利用することによる質量の変化を感知する装置のようなものを設置し、その装置に反応があればアナウンスが流れるようにする。

【市の考え方】

いただいたご意見を今後の参考とさせていただき、エスカレーターの安全な利用の促進のため、各種施策を実施することにより、安全利用に向けた利用者の皆様への啓発に取り組んでまいります。

(4) その他のご意見（3件）

- ・ 社会全体にゆとりがないと、焦る気持ちでつい歩いたり走ったりしたくなるもの。エスカレーター問題をきっかけとして、もう少しゆったりと過ごせるような社会のありようも考えていきたい。
- ・ 愛知県内に設置された設備も共に制定されるよう勧めてほしい。
- ・ 地下鉄の駅について、どこも綺麗に掃除されていて気持ちが良い。掃除してくださる方々に感謝する。

【市の考え方】

いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。